

苦情申出窓口

当会は、「社会福祉法第 82 条」の規定により、利用者及びその関係者からの苦情処理に対して、適切な解決と必要に応じた改善を行うことにより、本会職員の資質の向上につなげるため、「社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会福祉サービス利用に関する規程」を整備し、苦情受付担当者、苦情解決責任者及び苦情処理第三者委員を設置しています。

お気づきの点がございましたら、お知らせください。

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1 苦情処理第三者委員 | 岩 城 和 代 (弁護士) |
| | 人 見 君 博 (監事) |
| 2 苦情解決責任者 | 松 本 芳 生 (事務局長) |
| 3 苦情受付担当者 | 内 野 和 美 (地域福祉課長) |
| 4 受付電話 | 0 9 2 - 9 2 3 - 3 2 3 0 |